

ごく微量の放射性物質を含むランプ類に関するお知らせ

(社)日本電球工業会では、欧州ランプ会社連盟 (E L C) など世界のランプ製造企業や関係団体と共に、数年前から、ごく微量の放射性物質を含むランプ類に対する各国の規制や国際規制の共通化・統一を目指してまいりました。

これらのランプ類については、独立した研究 (欧州委員会 (E C) の研究報告、国際原子力機関 (I A E A) の安全報告 (案)、英国健康保護庁 (H P A) の研究報告など) が行われ、その結果、健康や環境に害がないことが確認され、規制や管理の必要はないと評価されています。

しかしながら、このように規制上の管理を必要としないと評価されながらも、実際には、多くの国で複雑で多様な規制が存在しています。

こうした中、世界のランプ製造企業や関係団体は、これらの国の規制当局と協議を行い、規則の解釈やその実施において国際規則との共通化・統一を目指し、免除やライセンスの獲得を進めています。

当工業会は、今後とも、E L C など世界のランプ産業と共に、サプライチェーン全ての関係者様が直面している複雑な規制を共通化・統一することを目指します。

本件に関しては、以下の E L C の Website をご参照ください。

<http://www.lamp-regulations.org/en>

また、IAEA の安全報告(案)と H P A の研究報告は、以下の Website にございます。

I A E A 安全報告

<http://www-ns.iaea.org/committees/files/RASSC/1062/CS-170DRAFT.pdf>

H P A 研究報告

http://www.hpa.org.uk/web/HPAwebFile/HPAweb_C/1287143225736